

後藤 時政氏



特許庁は、中小企業の知財マネジメント支援を目的とし、さまざまな支援制度を実施してきた。審査請求料・特許料の軽減、無料特許先行技術調査支援、そして早期審査・早期審理制度などである。最近ではこれらの支援内容も中小企業

が直面している知財環境によって変革されてきており、特許先行技術調査支援制度は平成22年度をもって終了し、平成20年からは新たに外国出願補助金制度が導入された。外国出願補助金制度導入の背景には、周知のよつに、経済のグローバル化に伴い、中小企業も海外進出せざるを得ない実情があり、海外市場の販路開拓や模倣被害への対策として、進出先において特許権や商標権等を取得ることが重要となったためである。この制度において特許庁は、

特許支援制度とマネジメント力向上

経営論、知財戦略論。金沢大学大学院自然科学研究科博士課程終了。博士(工学)。1968年生まれ。

地域の中小企業における戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業の外国出願にかかる費用(外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等)の一部を補助している。当初(08年度)11件であった実績も、2013年度には381件まで増加しているものの、適用企業は一部に限られているようである。

専門家の指導と連携が必要

出願書類(特許明細書)のページ数と出願頻度(年間出願件数)によって企業の特許出願方策を4つのカテゴリーに分類し、ページ数、出願頻度とも少ない領域に属する企業を知的財産中小企業とし、注視している。この領域に属する企業は全体のおよそ7割にあたり、この領域の企業の特許出願の方策が向上されれば、日本の産業競争力の向上にも大きく寄与するものと思われる。

これらの知的財産中小企業について、アンケート調査の概要を述べれば、資金的など直接的支援である審査請求料・特許料の軽減および早期審査・早期審理制度は「役に立った」と回答している企業割合は高かったが、特許先行技術調査支援についてはこれらの制度と比較してその割合は低かった。

言うまでもなく、特許出願戦略において特許先行技術の調査やその技術を利用した製品の市場における必要性予測は重要であり、これらを実施することは企業の価値獲得に對して必須事項である。それにも関わらず、このような結果になったのは、得られた情報を価値獲得に對してどのよう

に役立てれば良いかわからない、すなわち、中小企業の知財マネジメント力の弱さが露呈した結果であると著者らは考えている。皮肉にもこの制度では、特許庁の親切心を逆に自分の発明に「ケチ付けられた」と思い込み、先行技術の利用・回避措置を全く理解できなかった人も少なからずいたよつであった。

結局この制度は終了してしまったが、知財マネジメント力が弱い中小企業の経営者を弁理士や中小企業診断士などの外部コンサルタントが知財活用や技術指導の面で支援する仕組みとこのような特許支援を組み合わせたならば、中小企業の知財マネジメント力向上に大きく貢献でき